

随意契約理由書

1. 案件名称

トップライト用部品買入

2. 契約相手方

オペレータ建機（株）

3. 随意契約理由

(1) 機種選定理由

当破碎設備のトップライトは、オイレスECO（株）製でオペレータ建機（株）施工による破碎設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、交換の為の部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、オイレスECO（株）製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

トップライト用部品は、オペレータ建機（株）がオイレスECO（株）製を取り扱っている唯一の代理店であり他社では取り扱いができないため、オペレータ建機（株）と特名随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場 2 号高度排ガス処理用空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場の 2 号高度排ガス処理用空気圧縮機が故障したため、修繕を行うものである。

当該設備は、排ガス中の窒素酸化物を除去するために炉内に噴霧している薬品を霧状に噴霧するために必要な圧縮空気を発生させる設備であり、日立造船(株)において独自の技術により設計・製作されたものである。修繕については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、当該工場の本設備に対する技術面の対応が出来ないことから、設備全体の性能、作動状態等について、保証することが不可能である。従って、本修繕について一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 1 号炉投入ホッパー水冷ジャケット他緊急修繕

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本緊急修繕は、1 号炉投入ホッパー水冷ジャケット水漏れが発生したことや、1 号 R D F 吹込みノズルの故障などの故障により、ごみの焼却処理に支障を来たし、ごみ処理事業を円滑に行うことが出来ず、市民生活に支障を来たす恐れがあるため、緊急修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号 0 6 - 6 9 1 2 - 4 7 0 0）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場NO.1・3蒸気タービン復水器冷却ファン用減速機修繕

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当工場NO.1・3蒸気タービン復水器冷却ファン用減速機オイル漏れの修繕を行うものである。

当設備は日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については、本設備を含めた焼却設備全般の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備全般を施工した会社以外では技術面での対応及び修繕後の安定した運転状況を保障することが不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあることから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

かせいソーダ（西淀工場）8～9月分 概算買入

2 契約の相手方

北作商事(株)

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったので、4 月～7 月までの期間については、入札により契約業者を決定した。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

特殊反応助剤（八尾工場）8～9月分 概算買入

2 契約の相手方

和正産業㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったので、4 月～7 月までの期間については、入札により契約業者を決定した。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

飛灰用重金属処理剤（住之江工場）8～9月分 概算買入

2 契約の相手方

フジオックス㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったので、4 月～7 月までの期間については、入札により契約業者を決定した。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局住之江工場 （電話番号 06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場N o. 3養生コンベア付属シュートコンベア修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場のN o. 3養生コンベア付属シュートコンベアの修繕を行うものである。

当該設備は、無害化处理された飛灰を貯留ピットまで飛散しないようにして搬送する設備である。

この設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・製作されたものであり、修繕にあたっては設備特有の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、当該工場の本設備に対する技術面の対応が出来ないことから、設備全体の性能、作動状態等について、保証することが不可能である。従って、焼却設備全般に一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

上記の理由により、今回の修繕は日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1. 案件名称

西淀工場 2 号炉ボイラ設備外修繕

2. 契約の相手方

(株) タクマ

3. 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場のボイラ設備の水管群がダストにより閉塞したため、炉の運転が不可能な状況となったため修繕を行うものである。また、停止中の炉内を点検したところ投入ホッパー水冷ジャケットからの水漏れを発見したため併せて修繕を行うものである。

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマ独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、本修繕後の廃棄物処理施設に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境局 施設部 西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)